

八王子市立川口中学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立川口中学校 いじめ防止基本方針

○いじめの防止等に関する基本的な考え方

「しない・させない・許さない」

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という認識の下、全教職員で組織的に対応する。

○令和8年度の重点項目

・人権教育を推進し、川中プライド（あいさつ、けじめ、思いやり）を意識させ、思いやりの心の育成、いじめのない学校づくりを推進する。

令和8年度はいじめの防止等に向けた課題

- ・弱い者いじめは人として許されない行為であり、それをはやし立てたり、傍観する行為も同様であるとの認識を生徒にしっかりとさせること。
- ・いじめの問題解決には家庭の担う役割が大きく、家庭で愛情をもって子に接し、信頼に基づく厳しさや、親子の触れ合いの場を確保してもらうこと。
- ・学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組み、責務を果たすこと。
- ・SNSに関連する問題について、PTA 本部や家庭との連携を図ること。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週火曜日 8時50分から
- 構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

いじめ対応のための時間

学年会での情報共有、協議、確認（毎週月曜日15時00分から）
生活指導部会での情報共有、協議、確認（毎週木曜日 3校時）

学校いじめ対策委員会へ報告・対応・解決
担任・学年・学校全体で、いじめ解決を図る。

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月6日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
早期発見…学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。
早期解消…適切な対応と生徒・保護者の納得する解消を目指す。
未然防止…人権尊重の教育と生徒の主体的ないじめ防止活動を行う。
- 8月27日「重大事態の理解と対応」
- 1月8日「いじめへの組織的な対応」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- 全学級で「いじめに関する授業」を、意図的・計画的に年間を通じて実施します。（3回以上）
- ①全ての児童・生徒に対していじめは絶対に許されない行為であることを理解する。
- ②児童・生徒が話し合いを通じて考える。
- ③どのような行為がいじめに該当するか、どのような点に気を付けたらよいかを理解する。
- ④同じ言葉や行為でも、状況や立場によって捉え方が異なることについてわかる。

SOSの出し方に関する授業

- 生徒と教職員の信頼関係の構築し、生徒が教師や信頼のできる大人に相談できるための授業を行います。
- ①生徒との普段からのコミュニケーション
- ②生徒の話を受容的・共感的に聴く姿勢
- ③生徒の多様性を認め一人ひとりを尊重する指導
- どのような小さな不安でも、生徒の相談を教職員が親身に聴き、ともに解決を図っていくことを通じて、信頼関係を築く。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- 学校の教育活動全体を通じて、豊かな情操を育み、人権意識や規範意識を高める指導を行い、道徳教育及び体験活動を充実させます。
- いのちの大切さを考える取組として、「様々な人権課題」を主題とする道徳の授業を行い、一人ひとりの人権意識を高めます。
- 道徳科の授業においては「友情、信頼」「親切、思いやり」の項目で、必ずいじめの防止等に関わる内容を取り上げ、身近な人間の存在がいかに大切かを指導する。

児童の自己肯定感を高める取組

- 生徒一人ひとりが活躍でき、他から認められる活動を行う。
- ①学年や発達段階に応じた目的や役割を各自が持つ。
- ②異学年との交流活動、係・委員会活動、部活動を通して、達成感や有用感を味わう。
- ③行事や問題・課題に集団で取り組むことで、心の結び付きや信頼感を深める。
- ④生徒が学級・学校や地域社会の一員として、他の人のために行動をしたり、課題を解決する活動を行う。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。